

平成22年7月9日

日紙商から最新情報のお知らせ

「中小企業憲章」の制定について

6月18日、「中小企業憲章」が閣議決定されました。  
同憲章では、意欲ある中小企業が新たな展望を切り拓けるよう、  
中小企業政策の基本的な考え方と方針を明らかにされています。

同憲章の詳細は、中小企業庁のホームページに掲載されています。  
ご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/kensho/2010/100618Kakugi.htm>

[中小企業憲章について](#)

[お問い合わせ先]

経済産業省 中小企業庁 事業環境部 企画課

Tel 03-3501-1511 (代表) 内線 5231

以上